

佐賀県告示第 124 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日まで佐賀県県土整備部道路課及び有明海沿岸道路整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 鍋島停車場 線	佐賀市嘉瀬町大字扇町字四本 松籠 2301 番 13 地先から 佐賀市嘉瀬町大字扇町字三本 柳籠 2572 番 1 地先まで	後	17.7～ 5.7	302.5
	_____	前	_____	_____
	佐賀市嘉瀬町大字扇町字四本 松籠 2312 番 5 地先から 佐賀市嘉瀬町大字扇町字三本 柳籠 2553 番 1 地先まで	後	15.5～ 4.7	319.4
	_____	前	_____	_____